

30障福第1849号  
平成30年11月14日

在宅人工呼吸器取扱事業者様  
(呼吸器メーカー又はディーラー)

愛知県健康福祉部長

平成30年度気管切開を伴う在宅人工呼吸器装着児数調査について（依頼）

本県の障害福祉行政につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

平成28年6月に児童福祉法が改正され、医療的ケア児（人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児）が必要な支援を円滑に受けることができるよう、地方公共団体の努力義務が規定されました。こうしたことから、本県及び県内市町村は、対象児及びその家族に対する支援を行う体制整備に必要な措置を行う必要がありますので、まず対象児の実態を把握したいと考えています。

つきましては、本県に住所を有する気管切開を伴う在宅人工呼吸器装着児数を把握したいので、下記に該当する障害児の人数について別紙様式により、平成30年12月26日（水）までにファックスまたは電子メールで障害者施設整備室までご回答をお願いします。

大変お忙しい中、誠に恐縮ですが、御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

対象児は、平成30年11月1日時点で貴社が把握している次の障害児数

- 1 愛知県に住所を有する20歳未満の気管切開をしている在宅人工呼吸器装着児。  
(呼吸器指示書に記載されている住所により、自治体等別の人数を記載すること。)
- 2 気管切開を伴わない体外式(RTX等)及びマスク型(NPPV)は対象外とする。
- 3 呼吸器装着は、全日か夜間のみかは問わない。ただし、無気肺予防のために一時的にのみ使用するパーカッションベンチレーターは対象外とする。
- 4 自社が医療機関と人工呼吸器の賃貸借契約を行っている在宅療養児を対象とする。修理や点検などを自社で行っているかは問わない。なお、ディーラー等に卸しているだけで賃貸借契約を自社で行っていないケースは含めないものとする。

担当 障害福祉課障害者施設整備室  
重症心身障害児者施設グループ(山本)  
電話 052-954-6629(ダイヤルイン)  
FAX 052-954-6920  
Email shogaishisetsuseibi@pref.aichi.lg.jp

送信先：愛知県健康福祉部障害福祉課障害者施設整備室

ファックス：052-954-6920

Email: shogaishisetsuseibi@pref.aichi.lg.jp

事業者名

部所・担当者名

連絡先(Tel・Email)

### 愛知県内の在宅人工呼吸器装着児数（20歳未満）

	市町村名	対象児数		市町村名	対象児数		市町村名	対象児数
1	名古屋市千種区		24	津島市		47	愛西市	
2	名古屋市東区		25	碧南市		48	清須市	
3	名古屋市北区		26	刈谷市		49	北名古屋市	
4	名古屋市西区		27	豊田市		50	弥富市	
5	名古屋市中村区		28	安城市		51	みよし市	
6	名古屋市中区		29	西尾市		52	あま市	
7	名古屋市昭和区		30	蒲郡市		53	長久手市	
8	名古屋市瑞穂区		31	犬山市		54	東郷町	
9	名古屋市熱田区		32	常滑市		55	豊山町	
10	名古屋市中川区		33	江南市		56	大口町	
11	名古屋市港区		34	小牧市		57	扶桑町	
12	名古屋市南区		35	稲沢市		58	大治町	
13	名古屋市守山区		36	新城市		59	蟹江町	
14	名古屋市緑区		37	東海市		60	飛島村	
15	名古屋市名東区		38	大府市		61	阿久比町	
16	名古屋市天白区		39	知多市		62	東浦町	
17	豊橋市		40	知立市		63	南知多町	
18	岡崎市		41	尾張旭市		64	美浜町	
19	一宮市		42	高浜市		65	武豊町	
20	瀬戸市		43	岩倉市		66	幸田町	
21	半田市		44	豊明市		67	設楽町	
22	春日井市		45	日進市		68	東栄町	
23	豊川市		46	田原市		69	豊根村	

県内合計数	0
-------	---

※送信先をご連絡いただければ、このエクセルデータを貴社あてに送信いたします。

連絡先：愛知県健康福祉部障害福祉課障害者施設整備室（山本）052-954-6629